

## B地区（第二種住居地域）の屋外広告物の制限

### （別表）

建造物利用広告	屋上利用広告	<p>1 木造建築物を利用する場合</p> <p>イ 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>ロ 上端の高さは地上から12メートル以下であること。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り等の建築物を利用する場合</p> <p>イ 表示面積は壁面面積の10分の1以下であること。ただし、壁面面積の10分の1が、10平方メートルに満たないときは、10平方メートル以下であること。</p> <p>ロ 上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル以下であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。</p> <p>3 壁面から突き出していないこと。</p>
	壁面利用広告	表示面積が、1面の壁面につき50平方メートル以下で、かつ、その壁面面積（開口部分を含む。）の5分の1以下であること。
	突出し広告	<p>1 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面から突出し幅以下であること。</p> <p>2 壁面からの突出し幅は1.2メートル以下であること。</p> <p>3 下端の高さは歩道上にあっては路面から3メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。</p>
建造物から独立した広告	サインポールの類	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。</p> <p>3 自己の住所、事業所等における設置本数は2本以下であること。</p> <p>4 下端の高さは歩道上にあっては路面から3メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。</p>
	広告板	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは地上から5メートル以下であること。</p> <p>3 自己の住所、事業所等における表示個数は1個であること。</p>
	広告塔	<p>1 表示面積は10平方メートル以下であること。</p> <p>2 上端の高さは地上から5メートル以下であること。</p> <p>3 自己の住所、事業所等における表示個数は1個であること。</p>
広告幕(のぼり及びつり下げを含む。)	長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。	
掛看板	表示面積は2平方メートル以下であること。	